

監査公表第22号（平成27年11月20日、県公報第3745号登載）

平成27年5月12日から8月7日実施 随時監査（1次分）結果（平成27年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育庁の出先機関66機関
- (2) 監査対象期間：平成26年11月1日、平成26年12月1日、平成27年1月1日又は平成27年2月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成27年5月12日～平成27年8月7日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
新 社 会 推 進 部	女 性 相 談 所	平成26年11月1日から 平成27年5月27日まで	平成27年5月27日
	パ ス ポ ー ト セ ン タ ー	平成26年11月1日から 平成27年5月27日まで	平成27年5月27日
保 健 医 療 介 護 部	粕 屋 保 健 福 祉 事 務 所	平成26年11月1日から 平成27年5月18日まで	平成27年5月18日
	北 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成26年11月1日から 平成27年5月20日まで	平成27年5月20日
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	平成26年11月1日から 平成27年5月26日まで	平成27年5月26日
福 祉 労 働 部	福 岡 児 童 相 談 所	平成26年11月1日から 平成27年5月14日まで	平成27年5月14日
	大 牟 田 児 童 相 談 所	平成26年11月1日から 平成27年5月22日まで	平成27年5月22日
	宗 像 児 童 相 談 所	平成26年11月1日から 平成27年5月29日まで	平成27年5月29日
	障 害 者 更 生 相 談 所	平成26年11月1日から 平成27年5月26日まで	平成27年5月26日
	筑 後 労 働 者 支 援 事 務 所	平成26年11月1日から 平成27年5月15日まで	平成27年5月15日
	福 岡 高 等 技 術 専 門 校	平成26年12月1日から 平成27年6月1日まで	平成27年6月1日
	戸 畑 高 等 技 術 専 門 校	平成26年11月1日から 平成27年5月19日まで	平成27年5月19日
	小 竹 高 等 技 術 専 門 校	平成26年11月1日から 平成27年5月21日まで	平成27年5月21日
	久 留 米 高 等 技 術 専 門 校	平成26年11月1日から 平成27年5月15日まで	平成27年5月15日
	大 牟 田 高 等 技 術 専 門 校	平成26年11月1日から 平成27年5月22日まで	平成27年5月22日
教 育 庁	南 筑 後 教 育 事 務 所	平成27年1月1日から 平成27年7月16日まで	平成27年7月16日
	教 育 セ ン タ ー	平成26年12月1日から 平成27年6月9日まで	平成27年6月9日
	美 術 館	平成27年1月1日から 平成27年7月24日まで	平成27年7月24日
	英 彦 山 青 年 の 家	平成26年12月1日から 平成27年6月12日まで	平成27年6月12日
	九 州 歴 史 資 料 館	平成27年1月1日から 平成27年7月14日まで	平成27年7月14日
	築 上 西 高 等 学 校	平成27年2月1日から 平成27年8月5日まで	平成27年8月5日
	荻 田 工 業 高 等 学 校	平成26年12月1日から 平成27年6月4日まで	平成27年6月4日

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
教 育 庁	門司学園高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月30日まで	平成27年6月30日
	小倉南高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月22日まで	平成27年6月22日
	小倉商業高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月6日まで	平成27年7月6日
	小倉高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月16日まで	平成27年6月16日
	小倉工業高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月17日まで	平成27年6月17日
	戸畑高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月23日まで	平成27年6月23日
	ひびき高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月15日まで	平成27年7月15日
	戸畑工業高等学校	平成26年11月1日から 平成27年5月28日まで	平成27年5月28日
	若松商業高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月23日まで	平成27年7月23日
	八幡高等学校	平成27年2月1日から 平成27年8月3日まで	平成27年8月3日
	東筑高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月21日まで	平成27年7月21日
	折尾高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月22日まで	平成27年7月22日
	遠賀高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月28日まで	平成27年7月28日
	福岡魁誠高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月10日まで	平成27年6月10日
	須恵高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月3日まで	平成27年7月3日
	博多青松高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月31日まで	平成27年7月31日
	福岡高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月19日まで	平成27年6月19日
	筑紫丘高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月5日まで	平成27年6月5日
	柏陵高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月9日まで	平成27年7月9日
	筑前高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月11日まで	平成27年6月11日
	春日高等学校	平成26年11月1日から 平成27年5月12日まで	平成27年5月12日
	武蔵台高等学校	平成27年2月1日から 平成27年8月7日まで	平成27年8月7日
	筑紫高等学校	平成26年11月1日から 平成27年5月13日まで	平成27年5月13日
	糸島農業高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月24日まで	平成27年6月24日
	小郡高等学校	平成27年2月1日から 平成27年8月6日まで	平成27年8月6日
	明善高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月17日まで	平成27年7月17日
伝習館高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月10日まで	平成27年7月10日	

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
教育 庁	山 門 高 等 学 校	平成27年 1月 1日 から 平成27年 7月 7日 まで	平成27年 7月 7日
	大 牟 田 北 高 等 学 校	平成27年 1月 1日 から 平成27年 7月 8日 まで	平成27年 7月 8日
	八 女 高 等 学 校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月18日 まで	平成27年 6月18日
	八 女 農 業 高 等 学 校	平成27年 2月 1日 から 平成27年 8月 4日 まで	平成27年 8月 4日
	稲 築 志 耕 館 高 等 学 校	平成27年 1月 1日 から 平成27年 7月 2日 まで	平成27年 7月 2日
	嘉 穂 東 高 等 学 校	平成27年 1月 1日 から 平成27年 7月 1日 まで	平成27年 7月 1日
	嘉 穂 総 合 高 等 学 校	平成27年 1月 1日 から 平成27年 7月30日 まで	平成27年 7月30日
	鞍 手 高 等 学 校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月 2日 まで	平成27年 6月 2日
	築 城 特 別 支 援 学 校	平成27年 1月 1日 から 平成27年 7月29日 まで	平成27年 7月29日
	北九州視覚特別支援学校	平成26年11月 1日 から 平成27年 5月19日 まで	平成27年 5月19日
	古 賀 特 別 支 援 学 校	平成26年11月 1日 から 平成27年 5月29日 まで	平成27年 5月29日
	福 岡 特 別 支 援 学 校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月25日 まで	平成27年 6月25日
	福岡高等聴覚特別支援学校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月15日 まで	平成27年 6月15日
	川 崎 特 別 支 援 学 校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月12日 まで	平成27年 6月12日
	直 方 特 別 支 援 学 校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月 3日 まで	平成27年 6月 3日
	門 司 学 園 中 学 校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月30日 まで	平成27年 6月30日
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校	平成26年12月 1日 から 平成27年 6月26日 まで	平成27年 6月26日	

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	契約	1	印刷物の発注において、財務規則によらず、契約手続が適正に行われていないものがあった。
福祉労働部	支出	1	扶助費で支払ったタクシー借上料において、地方自治法施行令によらず、歳出の会計年度を誤っているものがあった。
	財産	1	郵便切手等において、財務規則によらず、郵便切手等出納整理簿による管理が適正に行われていなかった。
教育庁	財産	1	物品購入において、財務規則によらず、必要書類の作成等がなされていないものがあった。
	その他	1	短時間勤務の臨時職員の任用において、年次休暇の付与等が適正に行われていなかった。